平成２３年（フ）第２号
青森県南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林20番地１
破産者　工藤　祐嗣
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３２９号
埼玉県川口市大字安行領根岸1836番地の６、破産手続開始時の住所埼玉県川口市大字道合983番地の17
破産者　正英建材こと　松浦　正廣
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
埼玉県久喜市鷲宮中央２丁目７番21号
破産者　三木　広衣
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
埼玉県上尾市大字小泉490番地　ビッグアップル202
破産者　瀬尾　敏朗
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５号
新潟県上越市吉川区長峰100番地91　ヴィラ・ベルデベルＢ棟101号、申立時の住所新潟県上越市柿崎区上下浜867番地の２
破産者　佐藤　公夫
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３６４号
金沢市高柳町10の１番地13　アパガーデンシティ東金沢ウエスト壱番館2601号室
破産者　浅井秀一郎
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６８号
広島市佐伯区五月が丘３丁目18番15号
破産者　小塩　雅彦
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８号
広島市安佐北区深川５丁目28番13―８号
破産者　真藤　正勝
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成１７年（フ）第４９４６号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ13棟303号、開始決定時の住所横浜市港南区上大岡東２丁目19番33号
破産者　鈴木　　達
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６９５号
神奈川県横浜市港南区上永谷５丁目14番19―201号、開始決定時の住所横浜市戸塚区舞岡町122番地36
破産者　柴崎　信吾
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８８号
兵庫県三田市加茂426番地１　304号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目３番56―701号
破産者　北嶋　育子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市古海635番地52、旧住所鳥取県鳥取市東今在家55番地62
破産者　田中　健一
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県南宇和郡愛南町福浦613番地
破産者　倉本健次郎
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９９３号
福岡県中間市中尾１丁目12番17号
破産者　末吉　明人
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８号
熊本県玉名市大浜町3205番地３
破産者　佐藤美重子
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１６号
熊本県玉名市大浜町3205番地３
破産者　佐藤今朝春
1　決定年月日　平成23年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第６５５号
愛知県刈谷市中手町６丁目807番地　セレッソＫ301号、開始決定時の住所愛知県刈谷市御幸町５丁目72番地２
破産者　田中　一樹
1　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
2　一般調査期日　平成23年12月５日午後３時45分
平成23年９月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係